

おくやみ
ハンドブック



日野市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

日野市では、ご家族の皆様が届け出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

日野市

「おくやみ窓口」をご利用される場合（ご予約が必要です）

「日野市おくやみ窓口」では、ご家族など身近な方が亡くなられた際のご相談窓口として、市役所内の手続きを職員がサポートします。

おくやみ窓口利用のメリット

- ①必要な書類・手続きをまとめてご案内
→複数の部署へ出向き、手続き内容を調べる必要がなくなります。
- ②手続き時間の短縮
→ご予約の際に必要な事項をお伺いし、市で氏名などを書類に事前印字することで、窓口での書類記入の負担が軽減されます。
- ③専用ブースを設置
→プライバシーに配慮し、安心してご相談いただけます。
※手続き内容により、別途担当部署での確認が必要となる場合や、お時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。



利用方法

事前予約制です。平日の月曜～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時に、**日野市おくやみ窓口(042-585-1111内線1604)へお電話で**お申し込みください。

申込フォームからも予約できます。
(<https://logoform.jp/form/Z9UK/802037>)

※書類などの作成のため、お亡くなりになった方の情報などをお伺いします。

※事前に、市役所内で行う手続きをお調べするため、ご予約から来庁日まで 1 週間程度のお時間をいただきます。



予約枠

1 日 4 枠（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日） ※祝日年末年始を除く

- ① 午前 9 時～ 10 時
- ② 午前 10 時 30 分～ 11 時 30 分
- ③ 午後 1 時 30 分～ 2 時 30 分
- ④ 午後 3 時～ 4 時

相談場所

日野市役所 1 階おくやみ窓口（第一玄関を入った左手すぐ）

ご自身で必要な手続きを確認される場合（ご予約は不要です）

市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。ご不明な点がございましたら、各担当課へお問い合わせください。



STEP 3 おくやみ手続き案内窓口

（本庁舎 1 階 ☎ 042-585-1111（内線1604））

市役所内での必要な手続きの担当窓口に関するご案内を、市民窓口課おくやみ窓口担当で承ります。

実際の手続きは、各担当窓口にて行っていただきます。

【日野市おくやみ手続き案内窓口】

場 所：市役所本庁舎 1 階

受け付け時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）



STEP 4 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 5 ご来庁ください

本冊子と必要なものをご持参の上、市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

☐ 認印（※相続人代表および喪主）

☐ 預貯金通帳（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

各種手続きによって異なりますので、9ページからの「各種手続き」にてご確認ください。

本人確認書類について

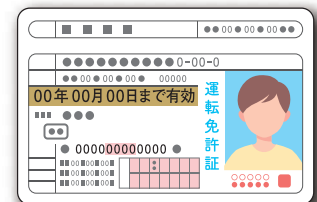
☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
マイナンバーカード、身体障害者手帳 など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、
医療受給者証、年金手帳 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

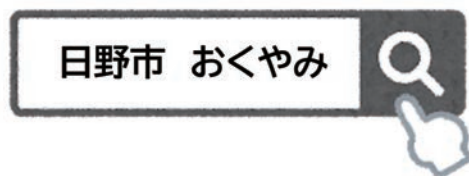


MEMO

おくやみ窓口以外での必要書類などの確認方法

おくやみ手続きの手助けとして以下もご紹介します。
ご自宅で必要書類を確認したい場合などにご活用ください。

詳細は、パソコンまたはスマートフォンで「日野市 おくやみ」と検索



①日野市おくやみハンドブック（冊子）

主に市でのお手続き内容について、まとめた冊子です。
市役所窓口で配布しているほか、市ホームページからも閲覧することができます。

日野市ホームページのトップページ
▶「お悔やみ」のアイコンから
ご覧いただくことができます。



②日野市おくやみ手続きガイド（ウェブ）

パソコンやスマートフォンで、質問事項（約3分・最大15問）
に回答することで、手続きの場所や必要書類の確認ができます。

<https://ttzk.graffer.jp/city-hino/okuyami>



お問い合わせ先

日野市役所 市民部 市民窓口課おくやみ窓口

042-585-1111（内線1604）

身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届け出・手続き	税金
3 カ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続きの確認 ○公共料金などの手続きの確認（48 ページ参照） ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	（49 ページ参照）
4 カ月以内			○所得税の準確定申告（50 ページ参照）
10 カ月以内		○遺産分割協議（49 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告（50 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1 年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

市役所で必要な手続きについては9ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	P.9
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	3人以上の世帯の世帯主であった	P.10
健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.11-12
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.13-14
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.15
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.16
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	税金の納付が済んでいない	P.17
	☐	市民税の納税義務がある	P.18
	☐	固定資産を持っていた	P.19
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.20
	☐	保険料(特別徴収・普通徴収)が発生していた	
高齢者福祉	☐	高齢者民間住宅家賃助成制度を利用していた	P.21
障害福祉	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた	P.22
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	☐	日野市心身障害者(児)福祉手当を受給していた	P.24

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障害福祉	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.24
	☐	心身障害者扶養年金制度を利用していた	P.25
	☐	心身障害者扶養共済制度を利用していた	P.26
	☐	東京都心身障害者医療費助成（マル障）を受けていた	P.27
	☐	福祉タクシー券を利用していた	P.28
	☐	ガソリン費助成券を利用していた	
	☐	児童通所施設を利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.29
	☐	地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター）を利用していた	
	☐	有料道路における障害者割引制度でETCの利用登録をしていた。	
	☐	都営交通無料乗車券を利用していた	P.30
	☐	東京都重度心身障害者手当を受給していた	
	☐	特定医療費（指定難病）受給者証を交付されていた	
	☐	小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた	P.31
	☐	マル都医療券（都単独の難病、人工透析、先天性血液凝固因子欠乏症等、B型・C型ウィルス肝炎治療）を交付されていた	
	☐	大気汚染医療費助成制度のマル都医療券を交付されていた	
子ども	☐	18歳以下の児童を養育していた	P.32
	☐	児童手当を受給していた	
	☐	児童育成手当（障害手当含む）・児童扶養手当を受給していた	P.33
	☐	子ども医療証を交付されていた	
	☐	ひとり親家庭等医療証を交付されていた	P.34
	☐	保育園に通っていた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	学童クラブに通っていた	P.35
	☐	養育医療券を交付されていた	
	☐	就学援助に関する手続き	P.36
	☐	高校生の奨学金制度に関する手続き	
被爆者	☐	被爆者健康手帳を交付されていた	P.37
	☐	健康診断受給者証または健康診断受診票を交付されていた	P.38
上下水道	☐	上下水道を使用していた	
市営住宅	☐	住宅の名義人だった	P.39
	☐	住宅の同居人だった	
	☐	住宅を明け渡したい	P.40
その他の手続き	☐	犬を飼っていた	P.41
	☐	農地を所有していた	
	☐	区画整理区域内の土地（保留地を含む）の権利を所有していた	P.42
	☐	家財整理をしたい	
	☐	水路用地または河川用地を占用していた	P.43
その他のご案内	☐	空き家に関する手続き	P.44
	☐	身近な方を自死（自殺）で亡くされた方のつどい 日野市・多摩市わかちあいの会	
	☐	くらしの自立相談支援窓口みらいと	P.45
	☐	ひとり親家庭相談	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
マイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちだった方が亡くなられた場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべての手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民窓口課 ☎ 042-514-8206 七生支所 ☎ 042-591-7712

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
印鑑登録をしていた方が亡くなられた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民窓口課 ☎ 042-514-8206 七生支所 ☎ 042-591-7712

3人以上の世帯の世帯主であった

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期 限
3人以上の世帯の世帯主の方が亡くなられた場合などに、手続きが必要です。手続きが不要な場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。	なし
必要なもの	手続き可能な方
☐ 届け出人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など) ☐ 委任状 (届け出人が亡くなられた方と別世帯の場合に必要です) ※外国人住民の方は、新世帯主と世帯員の続柄を確認できる書類 が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。	亡くなられた方と住民票上 同一世帯の方。 ※亡くなられた方と別世帯の 方が手続きされる場合は、 委任状が必要です。
	問い合わせ先 市民窓口課 ☎ 042-514-8206 七生支所 ☎ 042-591-7712

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。	なし
	手続き可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	保険年金課 ☎ 042-514-8276

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3カ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な方 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方の印鑑・通帳 ☐ 葬祭を行ったことを証明する書類 (会葬礼状・葬祭の領収書などのいずれか)	保険年金課 ☎ 042-514-8276

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請（未支給分）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方宛の高額療養費支給申請書（未支給分）をお持ちの場合、高額療養費支給申請書と相続人代表者指定届に記入・押印の上、相続人代表者がご申請ください。 なお、申請書は市で状況確認後にお送りしております。書類が届いた方はお手続きください。	申請書が届いた日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な方
☐ 高額療養費支給申請書（相続人代表者が記入・押印） ☐ 相続人代表者指定届（相続人全員の記入・押印が必要） ☐ 印鑑（相続人代表者のもの） ☐ 預貯金通帳など（相続人代表者のもの） ※相続人代表者指定届がお手元にならない場合、お電話でご連絡いただければ郵送します。	相続人代表者
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 042-514-8276

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
国民健康保険税は、亡くなられた月の前月分（末日死亡の場合は当月分）まで計算されます。再計算した結果について、納税通知書をお送りしますが、単身世帯の方など亡くなられた方の住所で郵便物を受け取ることが難しい場合は、送付先変更届を提出してください。 納税通知書は、通常1～2カ月後にお送りしていますが、5～6月に亡くなられた方については、当初課税の時期（7月）に該当月数で計算してお知らせします。また、4月に亡くなられた方については、年度の切り替えにより特に精算は発生しないため（年金天引きの方を除く）、納税通知書はお送りしていません。	原則、死亡の届出を行 った月末まで
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	保険年金課 ☎ 042-514-8279

2. 健康保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁舎または七生支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。 ※下段の葬祭費の申請書の提出と一緒に返却願います。	なし
必要なもの	手続き可能な方 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 042-514-8293

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が後期高齢者医療保険加入後3カ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か後期高齢者医療保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な方 葬祭を行った方
☐ 葬祭を行った方の印鑑・通帳 ☐ 葬祭を行ったことを証明する書類 (会葬礼状・葬祭の領収書などのいずれか ※葬祭を行った方の氏名が記載されている書類が必要です)	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 042-514-8293

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請（未支給分）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方宛の高額療養費支給申請書（未支給分）をお持ちの場合、高額療養費支給申請書と相続人代表者指定届に記入・押印の上、相続人代表者でご申請ください。 なお、申請書は市で状況確認後にお送りしております。書類が届いた方はお手続きください。	2 年間
	手続き可能な方
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 高額療養費支給申請書（相続人代表者が記入・押印） ☐ 相続人代表者指定届 ☐ 印鑑（相続人代表者のもの） ☐ 預貯金通帳（相続人代表者のもの） ※相続人代表者指定届がお手元にない場合、お電話でご連絡いただければ郵送します。	保険年金課 ☎ 042-514-8293

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険料は、亡くなられた月の前月分（末日死亡の場合は当月分）まで計算されます。再計算した結果について、後期高齢者医療保険料変更決定兼納入通知書をお送りしますが、単身世帯の方など亡くなられた方の住所で郵便物を受け取ることが難しい場合は、送付先変更届を提出してください。 変更決定兼納入通知書は、通常1～2カ月後にお送りしていますが、5～6月に亡くなられた方については、当初賦課の時期（7月）に該当月数で計算してお知らせします。また、4月に亡くなられた方については、年度の切替により特に精算は発生しないため（年金天引きの方を除く）、変更決定兼納入通知書はお送りしていません。 再計算により、納めすぎた保険料がある場合は、後日還付に関する書類を送付します。 なお、すでに送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ同届を郵送します。	原則、死亡の届出を行った月末まで 手続き可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届け出人の本人確認ができる書類 （マイナンバーカード、運転免許証など）	保険年金課 ☎ 042-514-8293

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	お問い合わせください。
※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	手続き可能な方 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの ☐ 窓口に来る方の本人確認書類	※市役所で手続き内容を確認する場合は窓口までお越しください。 電話で確認したい場合は立川年金事務所へご連絡をお願いします。 立川年金事務所 ☎ 042-523-0352 保険年金課 ☎ 042-514-8289

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	手続き可能な方 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 立川年金事務所 ☎ 042-523-0352

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な方
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届け出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届け出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な方
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の除票、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	東京南農業協同組合 日野支店 ☎ 042-583-5670 東京南農業協同組合 七生支店 ☎ 042-591-2012

MEMO

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	納税課 ☎ 042-514-8271 ☎ 042-514-8957

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた方が亡くなられた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税課 ☎ 042-514-8259

MEMO

市民税の納税義務がある

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・都民税・森林環境税の納税義務がある場合、市民税・都民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	相当な期間（概ね 3 カ月）
	手続き可能な方
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 相続人代表者指定届	市民税課 ☎ 042-514-8238 ☎ 042-514-8954

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き 固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
土地や家屋を所有する方が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間、その所有者に代わって納税義務者となる新たな所有者（現所有者）を相続人などの中から決めていただく届け出です。 ※相続登記（所有権移転登記）が済んでいる方は、資産税課への届け出は不要です。 ※相続登記（所有権移転登記）は、別途法務局での手続きが必要です。 ※未登記家屋を所有していた場合、家屋補充課税台帳登録名義人変更の届け出が必要です。	現所有者であることを知った日の翌日から3カ月を経過した日まで ※郵送で申告書が届いた方は別途記載の期日まで
	手続き可能な方
	相続人など新たな所有者となる方（現所有者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 現所有者の本人確認書類 【法定相続人の方が現所有者となる場合】 ☐ 現所有者と亡くなられた方との関係（法定相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など） 【法定相続人以外の方が現所有者となる場合】 ☐ 遺言書の写し、遺産分割協議書など ※所有者が日野市外に住民登録のある場合は、別途死亡の確認できる書類（住民票など）が必要です。	資産税課 ☎ 042-514-8252 ☎ 042-514-8257 東京法務局 立川出張所 ☎ 042-524-2716

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き 廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 相続する場合、名義変更（現ナンバープレートは返納）の手続きをしてください。 次の車両を所有していた場合は、それぞれの取扱窓口でお手続きください。 ・軽自動車 軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所（050-3816-3103） ・排気量125ccを超えるバイク 東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所（050-5540-2034）	亡くなられた日から 30 日以内
	手続き可能な方
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類	市民税課 ☎ 042-514-8235

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 ☎ 042-514-8509 ☎ 042-514-8519

保険料（特別徴収・普通徴収）が発生していた

手続き 変更通知書の確認

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に「介護保険料変更通知書」を送付します。送付先変更のお手続きをされていた場合は、変更後の宛先に送付します。 死亡日の翌日（介護保険の資格喪失日）が属する月の前月までで月割り計算をした保険料額に変更となりますので、ご確認ください。納め過ぎた保険料がある場合、後日（変更通知より後）、還付に関する書類を送付します。 ※特別徴収の場合、年金保険者の手続き状況により還付に関する書類の送付が遅くなることがありますのでご了承ください。	変更通知書が届いた日の翌日から3カ月以内
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護保険課 ☎ 042-514-8509

6. 高齢者福祉に関する手続き

高齢者民間住宅家賃助成制度を利用していた

手続き 高齢者民間住宅家賃助成制度消滅届の提出

手続き詳細	期 限
高齢者民間住宅家賃助成制度を利用している方が亡くなられた場合、高齢者民間住宅家賃助成制度消滅届の提出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な方
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 高齢者民間住宅家賃助成制度消滅届 ※消滅届の用紙は高齢福祉課の窓口にあります。	高齢福祉課 ☎ 042-514-8495

MEMO

7. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳をお持ちだった方が亡くなられた場合、死亡日をもって喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合：相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合：相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

7. 障害福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。</u>	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、申請者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ☐ 印鑑	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当受給対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。</u>	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印鑑	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

日野市心身障害者（児）福祉手当を受給していた

手続き

心身障害者（児）福祉手当受給者異動届、未支払心身障害者（児）福祉手当請求書（同居の親族がいる場合）の提出

手続き詳細	期 限
日野市心身障害者（児）福祉手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座のわかるもの ☐ 印鑑	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
自立支援医療受給者証をお持ちだった方が亡くなられた場合、死亡日をもって使用不可となります。	できるだけ速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

MEMO

7. 障害福祉に関する手続き

心身障害者扶養年金制度を利用していた

【年金受取人が亡くなられた場合】

手続き 年金受取人変更届

手続き詳細	期 限
心身障害者扶養年金または清算金の受取人が亡くなられた場合、受取人変更の届け出が必要です。登録状況によって必要書類が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 旧年金受取人の死亡証明書類(原本) 住民票(除票)または戸籍(除籍)抄本 ☐ 新年金受取人の振込先がわかるもの(通帳など)(写し可)	加入者に扶養されていた障害のある方、または新たに年金などを受取られる方
【新受取人が障害者本人以外の場合、下記の書類も必要になります】 ☐ 新年金受取人の住民票(マイナンバーの記載がないもの) ☐ 新年金受取人と障害者の関係を証する書類 ※上記以外にも必要な書類がある場合がありますので、お問い合わせください。。	問い合わせ先 障害福祉課 ☎ 042-514-8485

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡届け出、葬祭料の請求

手続き詳細	期 限
心身障害者扶養年金受給中に、障害のある方が亡くなられた場合は、届け出が必要です。また、葬祭料が支給される場合があります。登録状況によって必要書類が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 年金証書 ☐ 障害者の死亡証明書類(原本) 死亡記載のある住民票(除票)または戸籍(除籍)抄本 【年金受取人以外の方が請求する場合のみ、下記の書類も必要となります】 ☐ 請求者の住民票(マイナンバーの記載がないもの) ☐ 請求者の振込先がわかるもの(通帳など)(写し可) ☐ 葬儀を行ったことを証する書類(葬儀代金の領収書のコピー・会葬礼状などのいずれか) ※上記以外にも必要な書類がある場合がありますので、お問い合わせください。	亡くなられた方に扶養されていた障害のある方または年金管理者
	問い合わせ先 障害福祉課 ☎ 042-514-8485

心身障害者扶養共済制度を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 年金給付申請

手続き詳細	期 限
年金支給の請求の手続きが必要です。亡くなられた方に扶養されていた障害のある方または年金管理者に年金が支給されます。登録状況によって必要書類が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 ☐ 死亡診断書または死亡証明書（原本） ☐ 亡くなられた方の住民票（除票） （続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの） ☐ 障害のある方の住民票 （続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの） ☐ 申請者の振込先がわかるもの（通帳など）の写し ※上記以外にも必要な書類がある場合がありますので、お問い合わせください。	亡くなられた方に扶養されていた障害のある方または年金管理者 問い合わせ先 障害福祉課 ☎ 042-514-8485

【心身障害者扶養共済の加入者（保護者）より先に、扶養されている障害のある方が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金の請求

手続き詳細	期 限
心身障害者扶養共済の加入者（保護者）に扶養されている障害のある方が加入者（保護者）より先に亡くなられた場合、加入者に弔慰金が支給されます。登録状況によって必要書類が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 ※上記以外にも必要な書類がある場合がありますので、お問い合わせください。	年金加入者または、扶養年金管理者 問い合わせ先 障害福祉課 ☎ 042-514-8485

7. 障害福祉に関する手続き

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届け出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届の提出が必要になります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票） （続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）	指定相続人
	問い合わせ先
	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

東京都心身障害者医療費助成（マル障）を受けていた

手続き 東京都心身障害者医療費助成（マル障）受給者証の返却

手続き詳細	期 限
東京都心身障害者医療費助成（マル障）を受給していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費がある方については、手続きが必要になる場合があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の東京都心身障害者医療費助成（マル障）受給者証 【未請求分医療費がある場合は、下記の書類も必要となります】 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの ※別途戸籍謄本などが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

MEMO

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
福祉タクシー券を利用していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券 ☐ 利用者証	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

ガソリン費助成券を利用していた

手続き ガソリン費助成券の喪失届と、未使用分のガソリン費助成券の返却

手続き詳細	期 限
ガソリン費助成券を利用していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分のガソリン費助成券があれば返却となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分のガソリン費助成券 ☐ 利用者証	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
児童通所給付を受給していた方（保護者）が亡くなられた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の通所受給者証	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

7. 障害福祉に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の変更または返却

手続き詳細	期 限
障害福祉サービスを受給していた方（障害者・児童の保護者）が亡くなられた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却または保護者変更となります。受給に係る児童が亡くなられた場合には、障害福祉サービス受給者証の返却となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター）を利用していた

手続き 地域生活支援事業利用者証の変更または返却

手続き詳細	期 限
地域生活支援事業を利用していた方（障害者・児童の保護者）が亡くなられた場合、死亡日をもって地域生活支援事業利用者証の返却または保護者変更となります。また、受給に係る児童が亡くなられた場合には地域生活支援事業利用者証の返却となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援事業利用者証	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

有料道路における障害者割引制度でETCの利用登録をしていた

手続き ETC利用登録削除の手続き

手続き詳細	期 限
有料道路における障害者割引制度でETCの利用登録をしていた方が亡くなられた場合、利用登録削除の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

都営交通無料乗車券を利用していた

手続き 都営交通無料乗車券の返却

手続き詳細	期 限
都営交通無料乗車券を利用していた方が亡くなられた場合、無料乗車券の返却が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の都営交通無料乗車券	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

東京都重度心身障害者手当を受給していた

手続き 重度心身障害者手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
重度心身障害者手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合：相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-514-8485

特定医療費（指定難病）受給者証を交付されていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちだった場合、死亡日の翌日をもって喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の特定医療費（指定難病）受給者証	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

7. 障害福祉に関する手続き

小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日の翌日をもって喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の小児慢性特定疾病医療受給者証	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

マル都医療券（都単独の難病、人工透析、先天性血液凝固因子欠乏症等、B型・C型ウィルス肝炎治療）を交付されていた

手続き マル都医療券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマル都医療券をお持ちだった場合、死亡日の翌日をもって喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマル都医療券	障害福祉課 ☎ 042-514-8489

大気汚染医療費助成制度のマル都医療券を交付されていた

手続き マル都医療券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマル都医療券をお持ちだった場合、死亡日の翌日をもって資格が喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ マル都医療券	健康課 ☎ 042-581-4111

8. 子どもに関する手続き

18歳以下の児童を養育していた

手続き 各種手当の申請

手続き詳細	期 限
18歳の年度末まで（障害の場合は20歳まで）の児童を養育していた場合は、各種手当および医療費助成制度を受けられる場合があります。所得要件などがありますので、お問い合わせください。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な方
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ※手続きによって必要書類が異なりますのでお問い合わせください。	親族など
	問い合わせ先
	子育て課 ☎ 042-514-8598

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。 <u>未支払い分がある場合は、未支払請求書の提出が必要です。</u> また、亡くなられた方に代わりお子様を養育する方に受給者を変更する手続きが必要です。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な方
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 健康保険証（私学共済を除く共済組合に加入している場合） ※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。 【未支払い請求される場合】 ☐ お子様（第一子）名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子育て課 ☎ 042-514-8598

8. 子どもに関する手続き

児童育成手当（障害手当含む）・児童扶養手当を受給していた

手続き 受給事由消滅届・資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。 <u>未支払い分がある場合は、未支払請求書の提出が必要です。</u> また、亡くなられた方に代わりお子様を養育する方が、手当を受給できる場合があります。受給要件がありますので、お問い合わせください。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な方 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 【未支払い請求される場合】 ☐ お子様（第一子）名義の通帳またはキャッシュカード	子育て課 ☎ 042-514-8598

子ども医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な方 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子ども医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て課 ☎ 042-514-8598

MEMO

ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証を交付されていた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な方
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て課 ☎ 042-514-8598

保育園に通っていた

手続き 保育園に関する手続き

手続き詳細	期 限
世帯員変更のお届けや、利用料を亡くなられた方の口座から口座振替していた場合など、手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
—	保育課 ☎ 042-514-8637

MEMO

8. 子どもに関する手続き

学童クラブに通っていた

手続き 学童クラブに関する手続き

手続き詳細	期 限
世帯員変更のお届けや、利用料を亡くなられた方の口座から口座振替していた場合など、手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
—	子育て課 ☎ 042-514-8636

養育医療券を交付されていた

手続き 養育医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付されていた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日の翌日をもって失効となりますので、返納してください。医療券に記載の申請者が亡くなられた場合は、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子ども家庭支援センター ☎ 042-843-3663

MEMO

就学援助に関する手続き

手続き詳細	期 限
小・中学校に通うお子様がいるご家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助しています。認定要件がありますので、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な方
	児童・生徒の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の振込先がわかるもの（通帳またはキャッシュカード） ☐ 賃貸契約書などの写し（借家の場合のみ）	教育委員会庶務課 ☎ 042-514-8692

高校生の奨学金制度に関する手続き

手続き詳細	期 限
市内在住の高校生に修学の援助をするため、月額1万円の奨学金を支給します。要件がありますので、お問い合わせください。	毎年度6月10日～6月30日
	手続き可能な方
	生徒・生徒の保護者・保証人
必要なもの	問い合わせ先
市のホームページをご確認ください。	教育委員会庶務課 ☎ 042-514-8692

MEMO

9. 被爆者健康手帳に関する手続き

被爆者健康手帳を交付されていた

手続き① 被爆者健康手帳等の返還

手続き詳細	期 限
被爆者健康手帳を交付されていた方が亡くなられた場合、東京都へ手帳を返還し、死亡届をご提出ください。市の窓口でも手続きができます。	できるだけ速やかに 手続き可能な方 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 被爆者健康手帳 ☐ 手当証書 (下記の手当受給者の場合、手当証書も必要となります。) ①医療特別手当 ②特別手当 ③原子爆弾小頭症手当 ④保健手当 ⑤健康管理手当 ⑥介護手当 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票	東京都保健医療局 疾病対策課 ☎ 03-5320-4473 福祉政策課 ☎ 042-514-8467

手続き② 葬祭料の申請

手続き詳細	期 限
被爆者健康手帳を交付されていた方が亡くなられた場合、葬祭を行った方に葬祭料が支給されます。死亡届の提出とあわせて、葬祭料をご申請ください。市の窓口でも手続きができます。 ※死亡原因が事故、天災など、原子爆弾の影響でないことが明らかな場合は、葬祭料は支給されません。	できるだけ速やかに 手続き可能な方 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方の通帳（写し可）、印鑑 ☐ 死亡診断書または死体検案書（写し可） ☐ 申請者が葬祭を行ったことを証明する書類 (申請者が喪主であることを確認できる会葬礼状、申請者のフルネームが記載された葬祭費用の領収書の写しなど)	東京都保健医療局 疾病対策課 ☎ 03-5320-4473 福祉政策課 ☎ 042-514-8467

MEMO

健康診断受診者証または健康診断受診票を交付されていた

手続き 健康診断受診者証または健康診断受診票等の返還

手続き詳細	期 限
健康診断受診者証または健康診断受診票を交付されていた方が亡くなった場合、東京都へ健康診断受診者証または健康診断受診票を返還し、死亡届をご提出ください。市の窓口でも手続きができます。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 健康診断受診者証または健康診断受診票 ☐ 医療費助成認定者の場合：医療券 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票	東京都保健医療局 疾病対策課 ☎ 03-5320-4473 福祉政策課 ☎ 042-514-8467

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き（井戸水使用の場合）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。東京都水道局お客さまセンターへお問い合わせください。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要ですので、下水道課へご連絡ください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	—
必要なもの	問い合わせ先
詳細はお問い合わせください。	東京都水道局 お客さまセンター ☎ 042-548-5110 または ☎ 0570-091-100 （ナビダイヤル） 下水道課 ☎ 042-514-8317

11. 市営住宅に関する手続き

住宅の名義人だった

手続き 使用承継の手続き

手続き詳細	期 限
住宅の名義人の方が亡くなられた場合、引き続き住宅にお住まいになるには、14日以内に承継の手続きが必要です。住宅の承継には条件があります。詳しくはお問い合わせください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な方
	住宅の使用を承継する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 世帯全員の住民票 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 世帯全員の課税、非課税証明書 ☐ 戸籍謄本※新名義人と亡くなられた方の続柄がわかるもの ☐ 口座振替依頼書	財産管理課 ☎ 042-514-8156

住宅の同居人だった

手続き 世帯員変更の手続き

手続き詳細	期 限
住宅の名義人以外の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な方
	住宅の名義人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 世帯全員の住民票 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票	財産管理課 ☎ 042-514-8156

MEMO

住宅を明け渡したい

手続き 市営住宅明渡届、市営住宅保証金返還請求の手続き

手続き詳細	期 限
居住している方が亡くなり、住宅を退去する場合、手続きが必要です のでお問い合わせください。	死亡の事実が判明した時点 でご連絡ください。
	手続き可能な方 同居人または親族
必要なもの	問い合わせ先
—	財産管理課 ☎ 042-514-8156

MEMO

12. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の登録事項の変更の手続き

手続き詳細	期 限
犬の飼い主であった方が亡くなられた場合、飼い犬の変更手続きが必要です。 (1) マイクロチップ装着済みかつ環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会へ登録済の犬 ※環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会へ届け出してください。 (2) 鑑札を交付されている犬 環境政策課窓口へ届け出してください。	できるだけ速やかに 手続き可能な方 新たに飼い主として登録される方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 犬鑑札	環境政策課 ☎ 042-514-8298

農地を所有していた

手続き 農地の手続き

手続き詳細	期 限
農地を所有されていた方が亡くなられた場合、状況によって必要な届け出がありますので、お問い合わせください。	できるだけ速やかに 手続き可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
必要な手続きについては、お問い合わせください。	農業委員会事務局 ☎ 042-514-8456

MEMO

区画整理区域内の土地（保留地を含む）の権利を所有していた

手続き 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
区画整理区域内の土地（保留地を含む）の権利（所有権・借地権・耕作権など）を所有していた方が亡くなられた場合、名義変更の手続きが必要です。 ※所有権移転登記とは別の手続きです。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
必要な手続き・書類についてはお問い合わせください。	区画整理課 ☎ 042-514-8395

家財整理をしたい

手続き ごみの排出

手続き詳細	期 限
お住まいの地域の「ごみ・資源分別カレンダー」に記載されている分別および排出スケジュールに従って処分してください。 ※粗大ごみは粗大ごみ収集事業者（☎ 042-581-4331）へのお申し込みが必要です。 ※家電4品目（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫）については市では収集しません。カレンダーの記載をご確認ください。 ※水銀を含むものは有害ごみに！（体温計、血圧計、電池、蛍光灯など）	なし
	手続き可能な方
	ごみの所有者が市民であった場合に限り
必要なもの	問い合わせ先
☐ 市指定収集袋 ☐ 粗大ごみについては「粗大ごみ等処理券」（粗大ごみの申し込み時に金額を確認してから購入してください）	クリーンセンター ごみゼロ推進課 ☎ 042-581-0444

MEMO

12. その他の手続き

水路用地または河川用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または名義変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	相続が確定したら速やかに 手続き可能な方 相続人およびその代理人
必要なもの	問い合わせ先
【普通（準用）河川占有許可の名義変更】 ☐ 権利譲渡承認申請書および必要書類 【普通（準用）河川占有許可の名義変更（相続される場合）】 ☐ 地位継承届および必要書類 【普通（準用）河川占有許可の廃止】 ☐ 占有等廃止届および必要書類	緑と清流課 ☎ 042-514-8309

MEMO

13. その他のご案内

空き家に関する手続き

手続き① 空き家の売却、賃貸、処分についての支援

手続き詳細	期 限
市内にある空き家の所有者または相続関係者の方が、空き家の売却などについて相談できる窓口を設けています。最大5社の不動産業者から売却金額などの見積書を無料で提示します。	なし
	手続き可能な方
	—
	問い合わせ先 都市計画課 ☎ 042-514-8371

手続き② 空き家の維持、活用についての支援

手続き詳細	期 限
市内にある空き家の所有者または相続人の方が、まだ空き家を処分する状況でもなく、しばらくの間、持て余して、空き家の維持管理や活用についてお悩みがあるときは、ご相談ください。所有者、相続人の方の意向を重視し活用者を紹介します。	なし
	手続き可能な方
	—
	問い合わせ先 都市計画課 ☎ 042-514-8371

身近な方を自死（自殺）で亡くされた方のつどい 日野市・多摩市わかちあいの会

手続き詳細	期 限
開催日 毎月1回日曜日 場所 多摩市関戸公民館 ※詳しくは、市HPまたはお問い合わせください。	なし
	手続き可能な方
	—
	問い合わせ先 健康課 ☎ 042-581-4111

13. その他のご案内

くらしの自立相談支援窓口みらいと

手続き詳細	期 限
生活に困っている、お金のやりくり困った等の生活のご相談をお受けします。 また、どこに相談したらいいかわからない場合もご相談ください。	なし
☐ 生活相談 ☐ 自立相談 ☐ 住居確保 ☐ 居場所	手続き可能な方 生活にお困りの方
	問い合わせ先
	セーフティネットコールセンター ☎ 042-514-8574
	サテライトセンター 多摩平 ☎ 042-514-9855
	サテライトセンター 高幡 ☎ 042-506-7221

ひとり親家庭相談

手続き詳細	期 限
配偶者などが死亡し、ひとり親となった方のお困りごとについて、母子・父子自立支援員がご相談をお受けします。	なし
☐ 生活全般の問題 ☐ 就業・就労・資格取得 ☐ お子さんの進学費用・生活資金・転宅資金などのご相談（母子および父子福祉資金の貸付など） ☐ その他お困り事など ※原則事前に予約が必要ですので、お問い合わせください。	手続き可能な方 左記の方
	問い合わせ先
	セーフティネットコールセンター ☎ 042-514-8546

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		健康保険の被扶養者だった方は、亡くなられた方と同時に資格を喪失しますので、他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽまたは、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	亡くなられた方が会社員の場合、遺族厚生年金の請求をできる可能性があります。手続き先が年金事務所となるため、詳細についてはお近くの年金事務所に手続きの条件や必要書類の確認、相談をしてください。 【日野市管轄の年金事務所】 立川年金事務所 ☎ 042-523-0352

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☒	項目	手続き先	問い合わせ先
☐	運転免許証の返還	返納手続き	日野警察署 ☎ 042-586-0110 府中運転免許試験場 ☎ 042-362-3591
☐	社会保険・共済保険・船員保険・国民健康保険組合	勤務先など	勤務先など
☐	東京都シルバーパスの返還	バス・都営地下鉄の営業所、案内所、定期券発売所などのバスの常設発行窓口	(一社) 東京バス協会 シルバーパス専用電話 ☎ 03-5308-6950
☐	銀行での相続関係・各種変更の手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局窓口
☐		その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
☐	保険関係の手続き (請求など)	労災保険 勤務先または、管轄の労働基準監督署	勤務先または、 管轄の労働基準監督署 八王子: ☎ 042-680-8923
☐		雇用保険 受給している公共職業安定所 窓口	受給している公共職業安定所 (ハローワーク) 窓口 八王子: ☎ 042-648-8609
☐		生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社の お客様相談窓口
☐		かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局 保険担当窓口

☒	項目	手続き先	問い合わせ先
☐	クレジットカードの解約など	各クレジット発行会社	各クレジット発行会社
☐	有価証券の名義変更など	取引証券会社	取引証券会社
☐	電気・ガスの名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事業所・営業所 またはお客様相談室
☐	水道の名義変更	管轄の事業所・営業所	東京都水道局 お客さまセンター ☎ 042-548-5110 または ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル)
☐	固定電話名義変更など	取引会社	取引会社のお客様相談窓口 (NTTは 116 センター)
☐	携帯電話の解約	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客様相談窓口
☐	NHK 受信料名義変更など	NHK フリーダイヤル窓口	NHK フリーダイヤル窓口 ☎ 0120-151515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村、または最寄りの市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出て、手続き方法等をご確認ください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で探索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預貯金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3カ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日～死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日～死亡日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

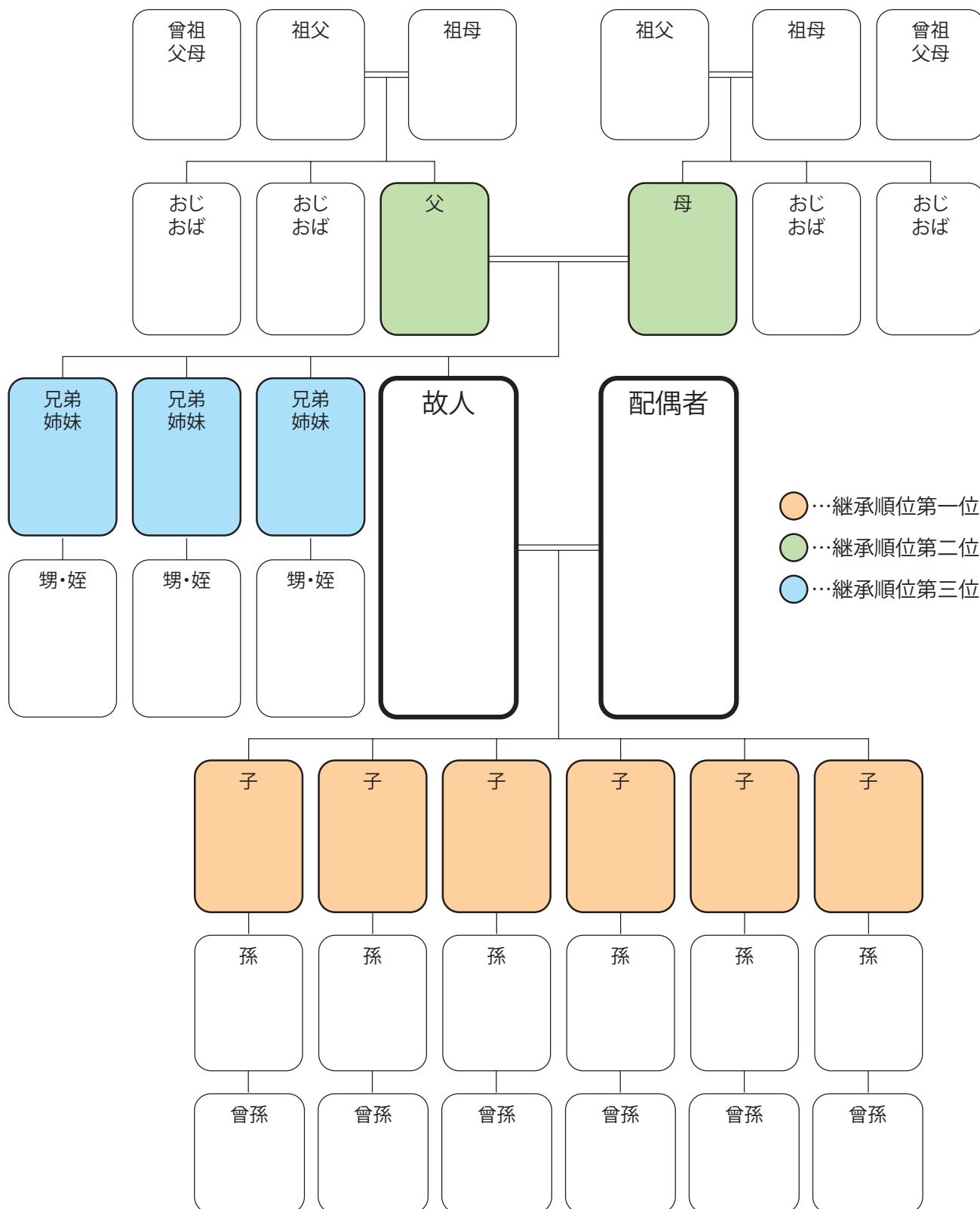
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。



法務局のHP

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

年 月 日

日野市長 宛て

※必ず委任者がすべて記入し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委任者（頼む方）

住 所

氏 名 生年月日 年 月 日

平日昼間連絡可能な電話番号 () - () - ()

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（窓口に来る方）

住 所

氏 名 生年月日 年 月 日

続 柄

委任事項（委任する事項に✓をつけ、必要事項を記入してください）

(故人) の死亡に伴う下記の事項に関する権限

☐ 未支給年金や遺族年金の請求、相続手続きに必要な戸籍（除籍、改製原戸籍）の謄抄本や住民票（除票）の交付申請および受領に関する権限☐ 市税に関する証明書の交付申請および受領に関する権限☐ 国民年金および国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、市税（市都民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）に関する手続き☐ 住民異動（世帯主の変更など）の届け出に関する権限☐ その他 ()

市民葬儀のご案内

葬儀は経済的にも大きな負担となることから、市では、経済的な負担を軽減し標準的な葬儀を執り行えるよう、市内の葬祭業者と協定し「市民葬儀」を行っています。

ご利用できる方

申し込み者または亡くなられた方が日野市民で、市内で葬儀を行う方

市民葬儀で対象となる費用

基本料金 30 万円（税別）

（寝台車、ドライアイス、祭壇、棺、骨壺、施工費、企画管理費の料金）

※付帯料金として遺影写真、供物などの料金の設定もあります。詳しくは、お問い合わせください。

届け出先・問い合わせ先

取扱店に直接お申し込みください。

取扱店名	住所	電話番号
東都式典	多摩平 5-8-1	☎ 042-583-6565
マハヤナ協会	日野本町 2-13-11	☎ 042-581-1100
都典礼	日野 377-11	☎ 042-585-7400
セレモハイネス	旭が丘 2-12-7 大沢ビル 1F	☎ 042-589-1985
セレモニー小峰	程久保 8-2-9	☎ 042-591-1234
三和式典	栄町 5-6-2	☎ 042-583-3375
JA 東京みなみ（日野支店）	三沢 3-53-15	☎ 042-594-0355 セレモニーセンター ☎ 0120-118-774
西東京葬研	南平 3-11-19	☎ 042-593-6099
葬援（日野市葬儀相談センター）	東豊田 4-17-3	☎ 042-506-2300
いちょう葬縁	程久保 8-49-3	☎ 042-506-7955
サン・ライフ ファミリーホール日野	多摩平 6-17-11	☎ 042-589-0811
日野セレモニー	大坂上 2-5-7	☎ 042-806-9250

問い合わせ先

環境政策課（本庁舎 3 階）☎ 042-514-8298

専門家による諸手続きに関する相談窓口のご案内

市では、弁護士や税理士など専門家による相談窓口を設けております。
事前に予約が必要です。相続の手続きのご相談などに、ぜひご利用ください。

相談名・相談員	相談日・時間	予約方法
法律相談 ＜弁護士＞	毎月第1・2・3・4火曜日 午前9:30～午後4:00 毎月第1・4・5月曜日 午後1:30～4:00 毎月第3土曜日 午前9:30～午後4:00	予約制。毎週月曜日午前8:30から次週分を受け付けます。 市民相談係へ電話で申し込みください。 相談時間は30分以内です。 ※月曜日が祝日の場合は、火曜日から受け付け。
登記相談 ＜司法書士＞	毎月第1木曜日 午後1:30～4:00	予約制。相談日前日の午前8:30から市民相談係へ電話で申し込みください。 相談時間は30分以内です。
税務相談 ＜税理士＞	毎月第4水曜日 午前9:30～午後4:00	予約制。相談日前日の午前8:30から市民相談係へ電話で申し込みください。 相談時間は30分以内です。 ※2月の相談はありません。

問い合わせ先

市長公室市民相談係（本庁舎1階） ☎ 042-514-8094

※上記の相談のほか、相続・遺言など書類作成相談、不動産相談などもございます。

MEMO

MEMO

発行 日野市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025 年 1 月

